

静岡県教育委員会告示第23号

静岡県公立高等学校等学び直し支援金事務処理要綱（平成30年静岡県教育委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月15日

静岡県教育委員会教育長 池 上 重 弘

改正前	改正後
（関係規程等） 第2条 学び直し支援金の取扱いについては、法及び次に掲げる規程等の定めるところによるほか、この要綱の定めるところによるものとする。 (1)～(3) （略） (4) 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて（<u>平成26年4月1日付け25文科初第1455号通知</u>） 附 則 <u>この要綱は、平成30年6月1日から施行する。</u>	（関係規程等） 第2条 学び直し支援金の取扱いについては、法及び次に掲げる規程等の定めるところによるほか、この要綱の定めるところによるものとする。 (1)～(3) （略） (4) 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて（<u>令和7年5月2日文部科学省初等中等教育局長決定</u>） 附 則 <u>1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。</u> <u>2 令和7年度分の学び直し支援金については、第4条第1項第8号の規定は適用しない。</u> <u>3 学び直し支援金の支給を受ける生徒のうち令和7年度中に高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等臨時支援）交付要綱（令和7年4月8日文部科学大臣決定）第3条第1項に規定する高校生等臨時支援金の支給対象者に該当する期間がある者については、当該期間について法第3条第2項第3号の適用を受けずに就学支援金が支給されると仮定した場合に支給すべき額を、学び直し支援金に加算して支給する。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。